

Sasanami & Partners

笹浪総合法律事務所

 笹浪総合法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング4階402号室
TEL.03-6213-0511 FAX.03-6213-0512 MAIL.office@sasanami-law.com
URL <http://www.sasanami-law.com>

2018 Winter

No.03



債権法改正について

弁護士 横田 高人



今般、民法（債権関係）が一部改正されました。平成29年6月2日に交付され、交付から3年以内に施行されることになっています。

本稿においては、民法の多岐にわたる改正点（小さなものまで含めると合計200程度）のうち、主な改正点（①消滅時効、②法定利率、③保証、④約款、⑤意思能力、⑥債権譲渡、⑦賃貸借契約）に絞って、その概要をご説明いたします（ただし、各項目について説明されている内容が、当該項目の改正点の全てではありません。）。

1 消滅時効

消滅時効の制度により債権が消滅するまでの期間について、現行民法にある職業別の例外規定が廃止され、原則として、「知った時から5年、権利を行使することができる時から10年」に統一されました。

なお、不法行為に基づく損害賠償請求権については、損害及び加害者を知った時から3年（生命・身体の侵害に基づく場合には5年）、不法行為の時から20年で時効消滅すると定められました。

2 法定利率

市中の金利が低い状態が続いている現状を踏まえて改正がなされました。具体的には、契約の当事者間に利率や遅延損害金の合意がない場合等に適用される法定利率について、年5%から年3%に引き下げた上で、将来的にも市中の金利動向に合わせて変動する仕組みが導入されました（商事法定利率年6%は廃止されました。）。

なお、これにより、交通事故等による損害賠償請求における逸失利益の算定をする際に行われる中間利息控除においても、改正後の法定利率が使用されることになります。

3 保証

保証人保護のさらなる拡充を図るための改正がなされました。具体的には、①全ての個人根保証契約に極度額を規定することが求められ、極度額の定めがないと根保証契約が無効になること、②事業資金を個人保証する場合には、原則として公正証書の作成（公証人による意思確認）が必要となること、③主債務者及び債権者に、保証人に対する情報提供義務があること、が新たに定められました。

4 約款

実務上多く使用されている約款（例、鉄道やバスの運送約款、保険契約約款）につき、一定の要件を満たすものについては、定型約款としてこれによる取引に拘束力を認める旨の規定が新設されました。ただし、定型約款に信義則に反する不当な条項がある場合、当該条項の効力は生じないものとされました。さらに、定型約款が、当事者間の合意がなくても変更できる場合が規定されました。

これらの規定をもとに、従前使用されている約款の内容を変更する必要があるかどうか、検討する必要があります。

5 意思能力

意思能力を有しない者がした法律行為が無効となることは、判例・学説上、異論なく認められていましたが、これが改正民法に明文化されました。

6 債権譲渡

近時、債権譲渡（譲渡担保）による資金調達、特に中小企業の資金調達手法として活用されることが期待されていることに鑑みて、改正がなされました。

具体的には、①債権譲渡制限特約が付されていても、債権譲渡の効力は妨げられない（預貯金債権は例外）、ただし、債務者は、基本的に、譲渡人に対する弁済等をもって譲受人に対抗することができることと定められ、また、②将来債権の譲渡が可能であることが明文化されました。

7 賃貸借契約

賃貸借終了時の敷金返還や原状回復に関する基本的なルールが定められましたが、これらは、従前の判例法理が明確化されたものがほとんどです。

具体的には、①敷金の定義及び返還時期、並びに、賃借人又は賃借人が変更された場合の敷金の取扱いに関する規定が明文化され、②賃借人の原状回復義務の範囲について、通常使用や経年劣化部分を除く旨が明文化されました。

以上のように、改正民法については、従前の規定が改定されたものと、従前の判例法理を明確化したに過ぎない等の理由から、実務上それほど大きな影響を与えないものがあり、この他の契約類型も含めて、実務上整理をしておく必要があります。

当事務所においては、個別の契約内容について、皆様からのご相談に随時対応をさせていただきますので、どうぞお気軽にご相談いただければ幸いです。



「カイゼン」?、それとも「ズル」?

中央大学名誉教授・弁護士 永井 和之

ある企業の無資格検査、また他の会社における検査データの不正などが、連日報道されています。このニュースをどのように他山の石とすべきなのか、考えてみたいと思います。

まずは、企業の生産現場で作業効率や安全性の向上に取り組むことは「カイゼン」として推奨されるべき事柄です。しかし、このカイゼンにも、一定の限界があります。その限界の一つが、いわゆる法令遵守であり、高潔性(virtuously)です。そこで守るべきルールにも、ハードな法令から、ソフトローといわれているルール、そして企業の社会的責任・企業倫理などがあります。また企業の行動基準には何よりも高潔さが求められていると思います。

そのような多様なルール違反(「ズル」)に対する社会的な制裁にも、刑事罰・民事責任と行った法的責任から、社会的な非難や信用失墜といったものまでがあります。

その点で、今回報道されている事柄が事実であるならば、コスト削減というカイゼンというより、「ズル」といわれている範疇に入る問題と思われる。

企業のこのような「ズル」を防止するシステムとしては、現にいくつものシステムが講じられています。例えば、コーポレートガバナンスに関する組織論や行動原理であり、コンプライアンスや企業の社会的責任論であります。

しかし、このようなシステムが働くかどうかは、先ず第一に現場で働く人の意識に係っていると思います。もし、働く人の意識が高ければ、内部通報者制度が活用されたのではないかと思います(公益通報者保護法の施行10年が

経過した昨年、消費者庁消費者制度課「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を公表)。そして、冒頭の検査データの不正などがあれば長く続くことも、不正検査公表後に同じ無資格検査が行われているといったことも生じなかったと思います。

問題の企業などでは、会社内のマニュアルの遵守は徹底していたようですが、法令遵守は十分に説明されていなかったようです。その結果、まさによく言われるところですが、「企業の常識が社会の非常識」といったことが生じていたようです。とすると、今回の企業不祥事の問題は、古くて新しい問題ともいえると思います。すなわち、コーポレートガバナンスという制度(仏)を作っても、魂が入っていないということです。

この魂を入れるには、企業のトップの姿勢が問われるところです。また、企業のトップによる内部統制システムがどこまで働いているのかの検証も不断に必要であります。このような検証が、コーポレートガバナンスには必要です。

そして不祥事を起こすと企業の存続にも深刻な影響を与えることを、企業のトップも含めて、すべての構成員が自覚して、意識改革を徹底する必要がある。

このような「企業の常識が社会の非常識」になっていないかどうかを検証するには、外部の目の積極的な活用が求められると思います。まさに社外役員等は、そのような検証責任をも担うべきでしょう。